

広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル説明書

1 委託業務内容

(1) 業務名

広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務

(2) 委託期間

ア システム構築業務

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

イ システム運用保守業務

令和8年4月1日(水)から令和10年3月31日(金)まで

(3) 業務内容

別紙「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務 基本仕様書」のとおり。

(4) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税の額を含む。）。

ア システム構築業務

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

10,230,000円*

※運用保守が生じた場合も含む

イ システム運用保守業務

令和8年4月1日(水)から令和10年3月31日(金)まで 各年度 3,740,000円

(5) 契約担当課

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎4階）

広島市環境局環境政策課

TEL 082-504-2505 FAX 082-504-2229

E-mail ka-seisaku@city.hiroshima.lg.jp

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。

(2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。

(3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

(6) 広島市競争入札参加資格の「令和5年・6年・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

ただし、これにより難しい場合は、次の要件の全てを満たしている者であること。

ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

3 参加資格確認申請書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

ア 参加資格確認申請書（様式1）

イ 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 納税義務がない場合等は申立書（様式5）を提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

※ 納税義務がない場合等は申立書（様式5）を提出すること。

エ 直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）

※ 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出すること。

(2) 申込期間

公示日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること（受信日時を申込時点とする。）。宛先は前記1(5)とし、件名を「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務参加資格確認申請書」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。）。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和7年8月21日（木）までに参加資格確認結果を通知する。

4 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和7年8月20日（水）午後5時15分まで。

イ 受付方法 基本仕様書等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メールで提出すること（受信日時を申込時点とする。）。宛先は前記1(5)とし、件名を「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務についての質問」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。）。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和7年8月29日（金）までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、令和7年8月29日（金）は正午まで）閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の作成

ア 様式3を表紙とし、提案者名を記載すること。（ただし、提案者名の記載は表紙（様式3）のみとし、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと（見積

書を含む。))

イ 企画提案書（任意様式）に記載する内容は以下(2)のとおりとし、見積書（任意様式）を(3)のとおり添付すること。なお、企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

ウ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい内容にすること。

エ 企画提案書は、様式3に記載する注意事項を遵守し、作成すること。

(2) 企画提案書の記載項目

提案項目	企画提案書に記載する内容
1 基本事項	
実施方針	業務の趣旨を踏まえ、実施方針を記載してください。
実績	地方公共団体における同様の業務の実績を記載してください。 なお、業務実績が確認できる資料（契約書や仕様書等の写し）は別ファイルで提出してください。
実施スケジュール	本市が想定しているスケジュールを踏まえ、業務全体のスケジュールを分かりやすく記載してください。
実施体制	業務に係る人員や命令系統・役割分担を分かりやすく記載してください。（フロー図等で示しても可） （注）再委託先がある場合は、業務分担も含め、併せて記載してください。
情報セキュリティ対策	本システムにおける情報セキュリティ対策を記載してください。
2 個別機能	
システム共通	各利用者（寄附者、受取者、管理者）におけるシステムフローの各段階に応じた画面イメージを記載してください。 また、利用者にとって使いやすいシステムとするための工夫を記載してください。
食品寄附の効率化	食品寄附の即時性やマッチングの最適化を確保する工夫を記載してください。
食品寄附の信頼性	「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(食品寄附等に関する官民協議会 令和6年12月策定)を参考とし、食品寄附の安全性や最終受益者までのトレーサビリティを確保する工夫を記載してください。
機能要件	仕様書で示した機能要件について、満たせないものがあれば代替の運用方法等を記載してください(すべて満たせる場合はその旨記載してください)。
3 運用・保守	
運用・保守	運用・保守における、保守・サポート体制を記載してください。また、システム障害等が発生した際に、早期に復旧できる体制や対策があれば記載してください。また、将来システム改修等が生じた場合に、容易に改修できる対策等の工夫があれば記載してください。
4 アピールポイント・独自提案等	
独自提案等	その他、アピールポイントや提案額の範囲内で本業務の目的を達成するために独自で提案する事項等を記載してください。

(3) 見積書（任意様式）

- ア 1(2)における、各年度（令和7年度から令和9年度）の費用の見積書について、内訳を記載の上、企画提案書に添付すること。
- イ 本業務に係る事業費は、1(4)に記載のとおりとし、当該事業費の範囲内で、本業務委託に要するすべての経費を見積もること。

(4) 提出書類等

- ア 表紙（様式3）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（任意様式）
- エ その他

企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
提出した企画提案書を取り下げの場合は、速やかに取下願（様式4）を提出すること。

(5) 提出期限及び提出方法等

- ア 提出期限 令和7年8月29日（金）正午
- イ 提出方法 電子メールにより提出すること（受信日時を申込時点とする。）。宛先は前記1(5)とし、件名を「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務企画提案書」とすること。電子メールを送付した後、電話により受信確認を行うこと（電話による受信確認は、閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。）。

6 審査

(1) 審査方法

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション・質疑応答を踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。

(2) 評価基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施方法

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（30分程度、質疑応答15分程度）を行う。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。ただし、企画提案書の内容を分かりやすく説明するため、提案するシステムの動作の様子を提示することは認める。

イ 実施日時

令和7年9月5日（金）（予定）（審査時間や場所については別途通知する。）

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において、提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙「受託候補者特定基準」による各委員が採点した合計点（120点満点）の平均点（小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを求める。）が、本市の求める最低水準（72点）に達していない場合は、受託候補者とししない。

イ 得点と同じ者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。

7 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約をする。ただし、指名停止等の事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、1(5)の契約担当課に提出したとき。なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、1(5)の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、1(5)の契約担当課に申請すること。

(3) 企画提案の選定後、受託候補者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約する予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

8 その他

(1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

(2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書、企画提案書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (8) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
- イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者
- なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本件業務の契約を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。
- (9) 本件業務の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (10) 別紙「広島市食品寄附マッチングシステム構築及び運用保守業務 基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

9 問合せ先

前記1(5)に同じ。